

# のお知らせ

申告は郵送でも  
できるよ!



**申告期間：2月16日～3月16日まで**

令和8年度町県民税を決定するために、前年1年間(令和7年中)の収入について申告していただきます。

この申告は、町県民税だけでなく、多くの住民サービスにおいて算定の基礎となり、申告が必要であるのにも関わらず申告しない(未申告)場合、「国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられない」「医療費の自己負担が高額となる」「所得証明書が発行できない」「保育料が高い段階になる」など、各種サービスを受ける際に、不利益が生じることがあります。次のチェック表で申告が必要かどうか、確定申告か町県民税の申告かを確認し、3月16日(月)までに申告して下さい。

## あなたは申告が必要？確認してみましょう

スタート!

令和8年1月1日にお住まいの  
住所は久米島町ですか？

いいえ

久米島町への申告は不要です。

市町村民税の申告は、1月1日に住民登録をしている市町村へ

はい

令和7年中(1月1日～12月31日)  
に収入はありましたか？

いいえ

町県民税の無収入(0:ゼロ)申告して下さい【※1】

はい

どんな収入がありましたか？(複数の収入がある場合や、給与収入が2千万円を超える場合は②に進みます)

① 給与のみ

勤務先で年末調整は済ん  
でいますか？

いいえ

② 営業、農業、不動産、利子、配当、譲渡、一時、雑収入など  
(給与、年金所得者で他の収入がある場合も含みます)【※2】

○所得税を計算した場合、納税が  
必要ですか？【※4】

いいえ

③ 年金収入のみ【※3】

年金収入が400万円以下で  
その他の所得金額が20万  
円以下ですか？

はい

2ヶ所以上から給与や報  
酬をもらっていますか？

はい

○還付を受けられますか？

はい

配偶者、扶養、社会保険、生  
命保険、医療費等の控除を  
受けますか？

いいえ

医療費、住宅借入金【※  
2】、寄付金等の控除を受  
けますか？

はい

所得税の確定申  
告が必要です

町県民税の申告が  
必要です【※5】

いいえ

申告は不要です。

【※1】無収入(0:ゼロ)申告は、具志川出張所(総合窓口)でも行えます。ご連絡いただければ申告書を郵送いたします。

【※2】損失や譲渡など複雑な申告を要する方、また住宅借入金等特別控除を初めて受ける方は、税理士無料相談会で申告をお願いします。

【※3】障害年金、遺族年金、失業保険等の非課税所得のみの方は、町県民税の申告をしてください。

【※4】所得税の計算ができない方は、申告相談にお越しください。

【※5】年末調整済の給与所得者で、給与以外の所得が20万円以下の場合、確定申告は不要です。ただし、町県民税では所得の多少に関わらず、全ての所得を申告する必要があります。(各種サービスを受けるため)

令和  
8年度  
分の

## 個人住民税から電子申告がスタート!

eLTAX

から「マイナンバーカード」を利用して個人住民税に関する申告ができます

LTA 地方税共同機構  
LOCAL TAX AGENCY